

議案第 96 号

白岡市給水条例の一部を改正する条例

白岡市給水条例（平成 10 年白岡町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 30 ミリメートルの項中「1, 523, 000 円」を「1, 400, 000 円」に改め、同表の 40 ミリメートルの項中「3, 238, 000 円」を「2, 500, 000 円」に改め、同表の 50 ミリメートルの項中「6, 095, 000 円」を「3, 900, 000 円」に改め、同表の 75 ミリメートルの項中「17, 142, 000 円」を「8, 800, 000 円」に改め、同表の 100 ミリメートルの項中「35, 238, 000 円」を「15, 600, 000 円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 25 条関係）

メーター 口径	基本料金 (1 月につき)		超過料金 (1 立方メートルにつき)
	基本水量	金額	
13 ミリ メートル	8 立方メ ートル	1, 24 8 円	8 立方メートルを超え、20 立方 メートルまで 137 円
20 ミリ メートル	8 立方メ ートル	2, 19 8 円	20 立方メートルを超え、35 立 方メートルまで 160 円 35 立方メートルを超え、50 立 方メートルまで 183 円 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまで 195 円 100 立方メートルを超え、50 0 立方メートルまで 218 円 500 立方メートルを超え、1, 000 立方メートルまで 229 円 1, 000 立方メートルを超え、

			3, 000 立方メートルまで 2 63 円 3, 000 立方メートルを超え、 5, 000 立方メートルまで 3 09 円 5, 000 立方メートルを超える 分 344 円
25 ミリ メートル		2, 89 7 円	1 立方メートルから 35 立方メー トルまで 160 円
30 ミリ メートル		4, 40 8 円	35 立方メートルを超え、50 立 方メートルまで 183 円
40 ミリ メートル		7, 98 1 円	50 立方メートルを超え、100 立方メートルまで 195 円
50 ミリ メートル		14, 2 32 円	100 立方メートルを超え、50 0 立方メートルまで 218 円
75 ミリ メートル		38, 8 16 円	500 立方メートルを超え、1, 000 立方メートルまで 229 円
100 ミ リメート ル		67, 6 12 円	1, 000 立方メートルを超え、 3, 000 立方メートルまで 2 63 円 3, 000 立方メートルを超え、 5, 000 立方メートルまで 3 09 円 5, 000 立方メートルを超える 分 344 円
150 ミ リメート ル以上	管理者が別に定める。		

別表第3 臨時用の項中「470 円」を「538 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の白岡市給水条例の規定による水道料金の算定は、令和 8 年 6 月 1 日以降に算定する水道料金について適用し、同日前に算定する水道料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

水道事業の経営の健全性を維持するため、水道料金等を見直す必要が生じたことから、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。